

令和 7 年度第 2 0 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 8 年 1 月 2 0 日

担当部・課：教育委員会学校管理課〔内線 5 0 3 2〕

① 件 名	学校給食費の改定及び給食費負担軽減交付金（仮称）の活用について																
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 学校給食費については、物価高騰による食材費の値上がりに対応するため、令和 6 年度に単価改定を行っているが、その際保護者負担額については、経済的負担を考慮し、令和 4 年度改定時の単価に据え置いてきた。現在も物価高騰が続いている状況の中、現行の給食費では栄養バランスのとれた質と量を維持することが困難となっている。</p> <p>また、小学校の給食費においては、令和 8 年度から国において「給食費負担軽減交付金（仮称）」が交付されることとなり、県内の自治体においても当該交付金等を活用し、小学校給食費の無償化を図る動きが加速している。</p> <p>【目的】 児童生徒の健全な発育に必要な栄養バランスのとれた質と量を保った給食の提供を維持するため、学校給食費を実情に見合った単価に改定するほか、小学校の単価については、国が創設した交付金を活用し、更なる保護者負担軽減を行うよう改定するもの。</p>																
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号） 石巻市学校給食センター条例（平成 1 7 年条例第 9 5 号） 石巻市学校給食センター条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 2 5 号） 石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和 6 年条例第 2 7 号） 石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 6 年規則第 4 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち 第 1 節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進 1 快適な学習環境の向上と充実を図る</p>																
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 6 年 4 月 学校給食費の改定 学校給食費保護者負担軽減事業の実施（保護者負担を据置き）</p> <p>令和 7 年 4 月 学校給食費保護者負担軽減事業の実施（保護者負担を据置き） 1 1 月 学校給食センター運営委員会に給食費改定案を諮問 学校給食センター運営委員会から答申 1 2 月 「給食費負担軽減交付金（仮称）」に関連する予算が閣議決定</p>																
⑤ 主な内容	<p>1 学校給食費の改定 物価高騰に見合った単価に改定する。</p> <p style="text-align: right;">（一食あたりの単価）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">改定後</th> <th style="width: 25%;">改定前</th> <th style="width: 25%;">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: center;"><u>3 7 0 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3 1 9 円</u></td> <td style="text-align: center;">5 1 円増</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: center;"><u>4 5 0 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3 8 2 円</u></td> <td style="text-align: center;">6 8 円増</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td style="text-align: center;"><u>3 1 2 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2 6 2 円</u></td> <td style="text-align: center;">5 0 円増</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改定後	改定前	比較	小学校	<u>3 7 0 円</u>	<u>3 1 9 円</u>	5 1 円増	中学校	<u>4 5 0 円</u>	<u>3 8 2 円</u>	6 8 円増	幼稚園	<u>3 1 2 円</u>	<u>2 6 2 円</u>	5 0 円増
区分	改定後	改定前	比較														
小学校	<u>3 7 0 円</u>	<u>3 1 9 円</u>	5 1 円増														
中学校	<u>4 5 0 円</u>	<u>3 8 2 円</u>	6 8 円増														
幼稚園	<u>3 1 2 円</u>	<u>2 6 2 円</u>	5 0 円増														

2 保護者負担額の引き上げ

学校給食法による賄材料費の保護者負担原則を踏まえ、学校給食費の単価改定に合わせて引き上げを行う。ただし、学校給食センター運営委員会からの答申を踏まえ、家計への影響を抑えるため、令和8年度は差額(上昇)分を公費と保護者で折半することとし、令和9年度に本来の単価に引き上げる段階的な緩和措置を講じる。

区分	① 現単価	② R8単価	③ 新単価(R9~)	①、③比較
小学校	286円	328円	370円	84円増
中学校	350円	400円	450円	100円増
幼稚園	240円	276円	312円	72円増

3 給食費負担軽減交付金(仮称)の活用について

小学校の単価については、国から「給食費負担軽減交付金(仮称)」を交付されることとなったことから、上記2の新単価に交付金を充当し、保護者の実質負担額を以下のとおりとする。

区分	現単価	新単価(R8~)	比較
小学校	286円	52円	234円減

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

物価高騰に見合った単価に改定することで、栄養価や量を保った学校給食の提供を維持することができる。

【改定等に伴う保護者負担額(給食費負担軽減交付金(仮称)を活用し試算)】

・小学校(月:20回 年:180回で計算)

	1食当たり	1月当たり	1年当たり
現行負担額	286円	5,720円	51,480円
①新単価案	370円	7,400円	66,600円
②国補助単価	318円	6,360円	57,240円
①-②差額	52円	1,040円	9,360円

・中学校(月:20回 年:175回で計算)

	1食当たり	1月当たり	1年当たり
現行負担額	350円	7,000円	61,250円
緩和措置後負担額	400円	8,000円	70,000円
差額	50円	1,000円	8,750円

・幼稚園(月:20回 年:175回で計算)

	1食当たり	1月当たり	1年当たり
現行負担額	240円	4,800円	42,000円
緩和措置後負担額	276円	5,520円	48,300円
差額	36円	720円	6,300円

【市財政への負担】

令和8年度 賄材料費 歳出予算額	財源内訳(単位:千円)		
	給食費負担 軽減交付金	保護者徴収金	一般財源
679,948	295,495	309,157	75,296

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内他市では、物価高騰に見合った単価改定と学校給食法による賄材料費の保護者負担原則を踏まえた保護者負担額の設定を行う予定としているほか、全ての市で「給食費負担軽減交付金(仮称)」を活用した小学校給食費の抜本的な負担軽減を行う予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- 令和8年2月 市議会第1回定例会に関連当初予算案を提案
令和8年石巻市教育委員会第2回定例会において報告
保護者に学校給食費改定(案)を周知
- 3月 石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正
- 4月 改定後の学校給食費及び保護者負担額の適用開始

⑨ その他

